

大腸癌患者の経過観察は価値があるのか

Is follow-up of colorectal cancer patients worthwhile?: *Safi F, et al* (Dis Colon Rectum 36: 636-644, 1993)

ウルム大学外科部で、1978年から1989年の10年間に1,399人(男性777人、女性622人)の大腸癌患者が治療を受けた。平均年齢は63歳(18歳から94歳)であり、1,399人のうち、遠隔転移のない1,054人が治療の切除を受け、術後、以下の計画で経過観察した。身体所見、末梢血生化学所見、腫瘍マーカー(CEA)、便潜血反応は4か月ごと、超音波、胸部X線、注腸造影、内

視鏡、CTは約1年ごとに実施し、術後5年間の経過観察を行った。

1,054人のうち、再発を認めたものは350人(33%)であり、平均38週目(4週から140週)であった。16人(1.5%)は遺残大腸からの癌、23人(2%)が他臓器癌であった。再発患者350人のうち、75人(21%)が局所再発で、275人(79%)が全身播種であった。350人のうち、再手術を施行したのは、56人(16%)であり、うち21人が吻合部、4人が骨盤、24人が肝臓、7人が肺の再発であった。56人のうち35人(62%)は再び再発した。

術後5年にわたり、経費のかかるスクリーニングを施行したが、1990年12月までの観察で再発のないも

のは、再手術を受けた56人のうち21人(38%)であり、再発した350人中21人、6%しかない。他施設の結果でも、再手術後5年間、非再発であったのは、1.8%から2%である。過去20年間、この数値はほとんど変化していない。

術後5年間の非再発は67%であるが、再手術後の非再発は6%であることから考えると、術後の経過観察に経費をかけたわりには、効果が上がっていない。経過観察の有用性を立証するためには、対照を設定したプロスペクティブな研究が必要であろう。

(愛知県がんセンター消化器内科

小野 博美 抄)

—「引用」についての豆知識—

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を、自身の著作物へ取り込む場合(「転載」)には相手方(著作権者・出版社)の許諾が要ります。(許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります)但し、「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます。

1. 「引用」の条件

- 1) その著作物が既に公表されていること。
- 2) 執筆上(自説の説明・展開、学説の批評などのため)その文章、図表を取り込み使用する必然性がなければならないこと。
- 3) 引用しようとしている文章の長さや、図、表の数・量が客観的にみて**正当な範囲**にあること。
- 4) 原則として、改変を加えず、**原形を保持**すること。(改変使用の場合は、その旨の表示を必要とする)
- 5) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用法をしないこと。(例えば、原著者が既に訂正・補足した学説を、ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し、あるいは引用して批評するなど)
- 6) 引用された文章、図表などがそれと判るよう明示すること。
- 7) 出所(出典)を引用個所に近接して明示すること。

2. 改変使用について

- 1) 原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用、あるいは、外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている。この場合は「出所の明示」に加えて、さらに「…より改変(あるいは翻訳)」などの“ことわり”を入れることが必要となる。
- 2) 二つ以上の著作物を使用しそれを複合利用する場合は、出所の明示に加えて「…と…とより複合」などと、その旨付記する。
- 3) 著しい改変を加え、もはや「引用」とは認められない図表などの場合、それを新しい原図(表)とするか否かは、そこに盛られる表現上の **creativity** の問題であり、その判断は著者自身の学問的良心による。

「引用」かどうか疑わしい場合(特に書籍から利用する際)には、まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします。「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし、著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております。

(上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識—編集・執筆のために』より抜粋、発行所: 電話 03-3818-0160)

「胃と腸」編集室